**2024年度**
**第1回業務委員会**
**資料№1**

2024.5.8

# 2023年度事業報告（案）（業務関連）

## １．ガス事業法遵守に向けたフォローアップ

### (1) ガス事業法における規制や報告手続等の周知・徹底

① 地方創生臨時交付金によるガス料金負担軽減対策は自治体により実施方法が異なった。このため会員事業者の法第14条・第15条への対応も異なることになったが、法第14条・第15条を遵守することを基本に、会員事業者の本件に関する問い合わせに対応した。

② 液化石油ガス法適用の賃貸集合住宅に対するガス供給事業者の変更に伴い、ガス事業法適用の有無を確認するためか、「一の団地」に関する多数の問い合わせを受け、これに対応した。

③ エネルギー価格の上昇、諸物価の高騰に対応するためと思われるが、料金改定に伴う手続きに関する問い合わせも増え、法第14条・第15条の遵守をお願いするとともに、これらの問い合わせに対応した。
また年度末に行われた支部講習会では「供給契約（約款）の変更」と題して特別にＷＥＢ講習を行った。

④ 2023年度中に発表された電力・ガス取引監視等委員会「特別な事後監視」において、「合理的でない値上げ」を指摘された事業者はなかった。

⑤ 2023年3月に発行した「コミュニティーガス事業　ガス小売事業申請書・届出書記載例」に関する講習会を要望されたため、５支部に講師を派遣した。

### (2) 経過措置料金規制団地への継続的な対応支援

① 経過措置料金規制団地における供給地点数の変更については、事前の変更申請・許可が必要であるが、これを怠っていた事案が発生し、経済産業局より自主点検の要請を受けた。これを受け、業務関係講習会資料に本件に関する資料を追加し、注意喚起を行った。

② 「標準係数」の改定が8月末に公布され、料金の算定方法に関する問い合わせに対応した。「標準係数」が経過措置団地の料金算定にとどまらず、自由化団地の料金改定の参考としても利用されていると思われ、問い合わせは前回の改定に比べ大幅に増加した。

### (3) Ｑ＆Ａ（業務編）及び申請書・届出書記載例（業務編）のフォロー

① 「Ｑ＆Ａ」の協会案を作成し、年度初めより発刊に向け当局と調整している。能登半島地震災害対応等諸般の事情により遅れているが、未調整部分は減少してきており、2024年度内の発刊を予定している。

(4) 2023年度標準係数改訂対応

① 標準係数改訂に関する資料の作成に当たっては、前回と同一レベルの簡略化した手法を採用し、年度初めの公布を目標とし協議・調整を進めた。しかし、修繕率を経過年数によらず一定の３％としたほか、これまで根拠としていた民間の統計資料が廃止されたため新たな資料を採用するなど、いくつかの改定点があったため、2023年8月31日の公布となった。

２．ＣＮ時代に向けたコミュニティーガスの在り方に関する調査・検討

(1) グリーンＬＰガス推進官民検討会へのオブザーバー参加、会員への情報提供

① グリーンＬＰガス推進官民検討会には、今年度中に行われた第４回（7 月 10 日）、第５回（10 月 30 日）、第６回（3 月 4 日）の全てに出席し、概要を理事会・業務委員会等で報告した。

(2) 福島県南相馬市におけるコミュニティーガスへの水素混焼実験の進捗状況確認

① 福島県南相馬市におけるコミュニティーガスへの水素混焼実験については、NEDO成果報告会における発表資料を入手し、進捗状況及び今後の計画につき業務委員会等で説明した。今後もコミュニティーガス団地において、混焼実験を行う方向で、機器の評価試験を進めるとともに、監督官庁と法規制への対応を協議していくとのこと。

(3) ＺＥＨ（ネットゼロエネルギーハウス）、ＺＥＢ（ネットゼロエネルギービル）等、トランジション期間にも有効なシステムに関する情報の収集

① 前年度末に行われたいすみ市地域マイクログリッド構築事業の設備完成式に出席し、いすみ市地域マイクログリッドの概要を業務委員会等で説明した。地産地消のエネルギーだけでは供給安定性に不安があると思われ、コミュニティーガスの活用が期待される。

② 日本ＬＰガス団体協議会主催の鹿追町バイオガスプラント見学に参加し、その概要と課題を業務委員会等で説明した。バイオガスをコミュニティーガスの原料とすることには解決すべき問題があると思われる。

３．経営基盤の強化

３－１コミュニティーガスの認知度向上

(1) 住宅建築業界（プレハブ建築協会等）との需要開発に資する情報交換

① 住宅生産団体連合会及びプレハブ建築協会を訪問し、コミュニティーガスの特徴等につき説明するとともに情報交換を行った。ＬＰガスのレジリエンスの高さ、導管供給による効率的な配送等を会員に伝えていただくようお願いした。

(2) 液石専業事業者に対する改正ガス事業法に関する情報提供

① 液石専業事業者には「一の団地」の考え方を理解していただくことが重要

だと考えている。Q＆A（業務編）の序章として「コミュニティーガス事業とは」を設け、「一の団地」を分かり易く説明するよう努力している。序章に関する当局との調整完了を待って、情報提供を行う。

(3) 需要家に対するコミュニティーガス認知度向上施策継続

① 「コミュニティーガスってどんなガス」をタイトルとし、コミュニティーガスの基本的な知識を分かり易くまとめたポスターを作成、支部を通じて会員事業者に配布した。

３－２コミュニティーガスの需要促進

(1) 建替・リフォーム時のガス需要確保と機器販売促進等のための情報提供

① コージェネ財団、コラボ等より得た情報を協会ＨＰ、業務委員会等で紹介した。また、コラボではガス業界もカーボンニュートラルに積極的に取り組んでいることを施主・施工業者・需要家に理解して頂けるよう、「＜ガスで実現＞365日、快適でカーボンニュートラルな暮らし」と題したパンフレットを作製した。購入方法は協会ＨＰの会員向け情報に記載している。営業活動等にご活用頂きたい。

(2) 会員事業者による顧客接点強化活動の推進支援

① コミュニティーガス団地入居者向けリーフレットを用意し、会員事業者の要望に応じて対応した。

(3) 新たな普及促進につながる情報提供

① 賃貸集合住宅のエコジョーズ化に関し、資源エネルギー庁省エネルギー課の問い合わせに、本部業務委員の協力を得て回答するとともに、会員事業者に補助金に関する情報をタイムリーに提供した。

以 上

2024年度
第1回業務委員会
資料№2

2024年5月8日

# 経過措置指定団地の2024年3月解除及び6月・9月解除予定

▲は、生産動態統計で旧簡易ガスに区分された旧一般ガスの

（一社）日本コミュニティーガス協会

| | 2017年3月31日 | | | 2017年4月～2023年6月 | 2024年3月1日 | 2024年3月1日見込（2024年1月生産動態統計BASE） | | | 2024年6月1日 | 2024年6月1日見込（2024年1月生産動態統計BASE） | | | 2024年9月1日 | 2024年9月1日見込（2024年1月生産動態統計BASE） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 自由化団地 | 経過措置指定団地 | 団地 計 | 供給地点群数の増減 | 解除 | 自由化団地 | 経過措置指定団地 | 団地 計 | 解除予定 | 自由化団地 | 経過措置指定団地 | 団地 計 | 解除予定 | 自由化団地 | 経過措置指定団地 | 団地 計 |
| 北海道<br>▲4 | *1*<br>333<br>5.9% | *2.9%*<br>10<br>0.6% | 343<br>4.6% | −4<br>2.0% | *0*<br>*0*<br>0<br>0.0% | *1*<br>337<br>5.3% | *0.6%*<br>2<br>0.3% | 339<br>4.7% | *0*<br>*0*<br>0<br>0.0% | *1*<br>337<br>5.3% | *0.6%*<br>2<br>0.3% | 339<br>4.7% | *0*<br>*0*<br>0<br>0.0% | *1*<br>337<br>5.2% | *0.6%*<br>2<br>0.3% | 339<br>4.7% |
| 東北<br>▲1 | *88*<br>542<br>9.6% | *13.3%*<br>83<br>4.8% | 625<br>8.5% | −33<br>16.7% | *0*<br>*0*<br>1<br>2.6% | *1*<br>571<br>8.9% | *3.5%*<br>21<br>2.7% | 592<br>8.2% | *0*<br>*0*<br>0<br>0.0% | *1*<br>571<br>8.9% | *3.5%*<br>21<br>2.7% | 592<br>8.2% | *0*<br>*0*<br>0<br>0.0% | *1*<br>571<br>8.9% | *3.5%*<br>21<br>2.8% | 592<br>8.2% |
| 関東<br>▲7 | *266*<br>1,385<br>24.5% | *34.3%*<br>722<br>41.8% | 2,107<br>28.6% | −90<br>45.5% | *9*<br>*17*<br>12<br>30.8% | *39*<br>1,589<br>24.8% | *21.3%*<br>429<br>55.6% | 2,018<br>28.1% | *0*<br>*2*<br>2<br>66.7% | *37*<br>1,591<br>24.8% | *21.2%*<br>427<br>55.5% | 2,018<br>28.1% | *6*<br>*2*<br>6<br>54.5% | *41*<br>1,597<br>24.8% | *20.9%*<br>421<br>55.5% | 2,018<br>28.1% |
| 中部 | *124*<br>469<br>8.3% | *28.7%*<br>189<br>10.9% | 658<br>8.9% | −5<br>2.5% | *2*<br>*6*<br>4<br>10.3% | *21*<br>564<br>8.8% | *13.6%*<br>89<br>11.5% | 653<br>9.1% | *0*<br>*1*<br>0<br>0.0% | *20*<br>564<br>8.8% | *13.6%*<br>89<br>11.6% | 653<br>9.1% | *1*<br>*2*<br>2<br>18.2% | *19*<br>566<br>8.8% | *13.3%*<br>87<br>11.5% | 653<br>9.1% |
| 北陸 | *10*<br>292<br>5.2% | *0.0%*<br>0<br>0.0% | 292<br>4.0% | −22<br>11.1% | *0*<br>*0*<br>0<br>0.0% | *0*<br>270<br>4.2% | *0.0%*<br>0<br>0.0% | 270<br>3.8% | *0*<br>*0*<br>0<br>0.0% | *0*<br>270<br>4.2% | *0.0%*<br>0<br>0.0% | 270<br>3.8% | *0*<br>*0*<br>0<br>0.0% | *0*<br>270<br>4.2% | *0.0%*<br>0<br>0.0% | 270<br>3.8% |
| 近畿 | *123*<br>680<br>12.0% | *33.3%*<br>339<br>19.6% | 1,019<br>13.8% | −40<br>20.2% | *2*<br>*6*<br>16<br>41.0% | *15*<br>833<br>13.0% | *15.3%*<br>150<br>19.4% | 983<br>13.7% | *0*<br>*2*<br>1<br>33.3% | *13*<br>834<br>13.0% | *15.2%*<br>149<br>19.4% | 983<br>13.7% | *1*<br>*1*<br>3<br>27.3% | *13*<br>837<br>13.0% | *14.9%*<br>146<br>19.3% | 983<br>13.7% |
| 中国 | *86*<br>549<br>9.7% | *13.1%*<br>83<br>4.8% | 632<br>8.6% | −41<br>20.7% | *0*<br>*2*<br>1<br>2.6% | *6*<br>577<br>9.0% | *2.5%*<br>15<br>1.9% | 592<br>8.2% | *0*<br>*2*<br>0<br>0.0% | *4*<br>577<br>9.0% | *2.5%*<br>15<br>2.0% | 592<br>8.2% | *0*<br>*0*<br>0<br>0.0% | *4*<br>577<br>9.0% | *2.5%*<br>15<br>2.0% | 592<br>8.2% |
| 四国 | *50*<br>291<br>5.1% | *17.6%*<br>62<br>3.6% | 353<br>4.8% | −1<br>0.5% | *0*<br>*0*<br>1<br>2.6% | *0*<br>335<br>5.2% | *4.8%*<br>17<br>2.2% | 352<br>4.9% | *0*<br>*0*<br>0<br>0.0% | *0*<br>335<br>5.2% | *4.8%*<br>17<br>2.2% | 352<br>4.9% | *0*<br>*0*<br>0<br>0.0% | *0*<br>335<br>5.2% | *4.8%*<br>17<br>2.2% | 352<br>4.9% |
| 九州 | *166*<br>931<br>16.5% | *20.4%*<br>238<br>13.8% | 1,169<br>15.8% | 6<br>−3.0% | *1*<br>*14*<br>4<br>10.3% | *11*<br>1,124<br>17.5% | *4.1%*<br>48<br>6.2% | 1,172<br>16.3% | *0*<br>*1*<br>0<br>0.0% | *10*<br>1,124<br>17.5% | *4.1%*<br>48<br>6.2% | 1,172<br>16.3% | *0*<br>*0*<br>0<br>0.0% | *10*<br>1,124<br>17.5% | *4.1%*<br>48<br>6.3% | 1,172<br>16.3% |
| 沖縄 | *1*<br>181<br>3.2% | *0.5%*<br>1<br>0.1% | 182<br>2.5% | 32<br>−16.2% | *0*<br>*0*<br>0<br>0.0% | *0*<br>213<br>3.3% | *0.5%*<br>1<br>0.1% | 214<br>3.0% | *0*<br>*0*<br>0<br>0.0% | *0*<br>213<br>3.3% | *0.5%*<br>1<br>0.1% | 214<br>3.0% | *0*<br>*0*<br>0<br>0.0% | *0*<br>213<br>3.3% | *0.5%*<br>1<br>0.1% | 214<br>3.0% |
| 全国 計<br>▲12 | *915*<br>5,653<br>100.0% | *23.4%*<br>1,727<br>100.0% | 減少率=<br>7,380<br>100.0% | −2.7%＞<br>−198<br>100.0% | *14*<br>*45*<br>39<br>100.0% | *94*<br>6,413<br>100.0% | *10.7%*<br>772<br>100.0% | 7,185<br>100.0% | *0*<br>*8*<br>3<br>100.0% | *86*<br>6,416<br>100.0% | *10.7%*<br>769<br>100.0% | 7,185<br>100.0% | *8*<br>*5*<br>11<br>100.0% | *89*<br>6,427<br>100.0% | *10.5%*<br>758<br>100.0% | 7,185<br>100.0% |

＊ *斜体の数字*は自由化団地の内、シェア50%超の団地数

＊＊下段のパーセンテージは全国計に占める割合

（注）廃止された旧簡易ガス団地数及び指定団地・自由化団地の内訳は把握していない。

***赤数字*は特別な事後監視解除数（見込）**

***赤数字*は特別な事後監視解除数（見込）**

【出典：生産動態統計 ほか】

**2024年度**
**第1回業務委員会**
**資料№4**

# 令和5年度ガス小売事業者への
# 立入検査（旧簡易ガス関係）の結果について

１．立入検査の目的

関東経済産業局ガス事業課では、管内に所在するガス小売事業者に対し、ガス事業法の遵守状況を確認し、ガス事業法の執行の適正化を図ることを目的に、ガス事業法第172条第1項の規定に基づき立入検査を実施しています。

２．立入検査の実施内容

立入検査では以下の事項を確認しています。(適正な取引に関する事項及び保安に関する事項を除く)

① 許可、登録及び届出事項の適合状況

② その他ガス事業法の遵守状況

３．立入検査結果

（１） 立入検査実施件数

| | |
|---|---|
| 被検査事業者数（供給地点群数） | 6事業者（18地点群） |
| 指摘をした事業者数 | 3事業者 |
| 指摘件数 | 3件 |

（２） 指摘事項及び件数

| 項目 | 指摘事項 | 件数 |
|---|---|---|
| 法令等 | 通知書等が適切に保存されていない | 0 |
| | 登録事項の内容に変更があった際に、手続きが適切にされていない | 0 |
| | 地位承継、休止、廃止又は法人解散があった際に、手続きが適切にされていない | 0 |
| | 登録事項と実態に差異があった | 0 |
| | 供給計画届出（変更届出）が適切に提出されていない | 0 |
| | 法第14条、15条について適切に実施されていない | 3 |
| | その他 | 0 |
| | 小計 | 3 |
| その他 | その他 | 0 |
| 総　合　計 | | 3 |

（本件に関するお問合せ先）
関東経済産業局資源エネルギー環境部
ガス事業課 小売事業係
電 話：048-600-0414（直通）

令和５年度関東局管内立入検査の結果から

⑴ 立入検査実施件数

| | |
|---|---|
| 被検査事業者数（供給地点群数） | ６事業者（１８地点群） |
| 指摘をした事業者数 | ３事業者 |
| 指摘件数 | ３件 |

⑵ 指摘事項の内容

法 14 条、15 条について適切に実施されていない： ３件

① 液石法の 14 条書面交付を行っていたが、ガス事業法に基づく 14 条・15 条の書面交付を実施していなかった。 ・・・・・１件

② ガス事業法 14 条の供給条件の説明および書面の交付は行っていたが、15 条書面交付は実施していなかった。 ・・・・・・２件

以上

経済産業省

2024年度
第1回業務委員会
資料№5

# 既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業（概要）

**＜令和6年4月19日時点版＞**
**今後、変更になる場合があります**

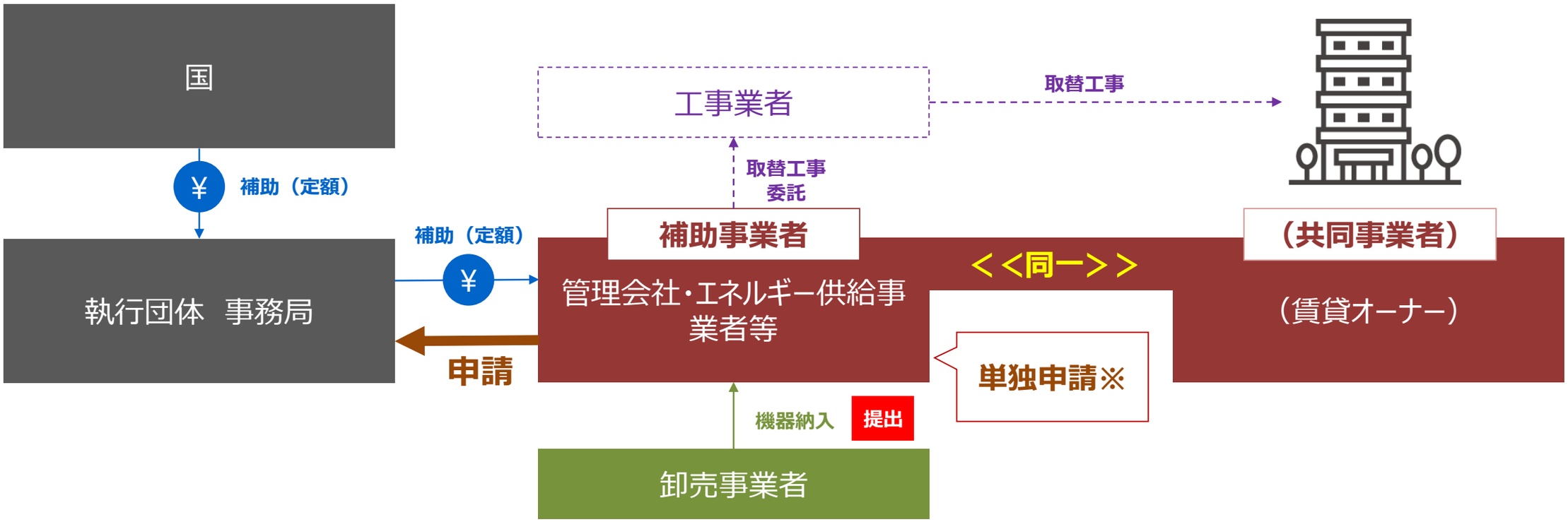
資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

追加

# 所有している既存賃貸集合住宅への取替を自ら行う場合

本補助金は、原則、機器の売買を含む工事請負契約等が存在することが必要になります。
しかし、管理会社やエネルギー供給事業者等が賃貸オーナー業も行っている場合、工事請負契約等は存在しないが、例外的に補助対象とすることができる。

**本例外対応は、国が事前に認めた補助事業者のみを対象とします。**
**（申請については次ページ以降を参照ください）**

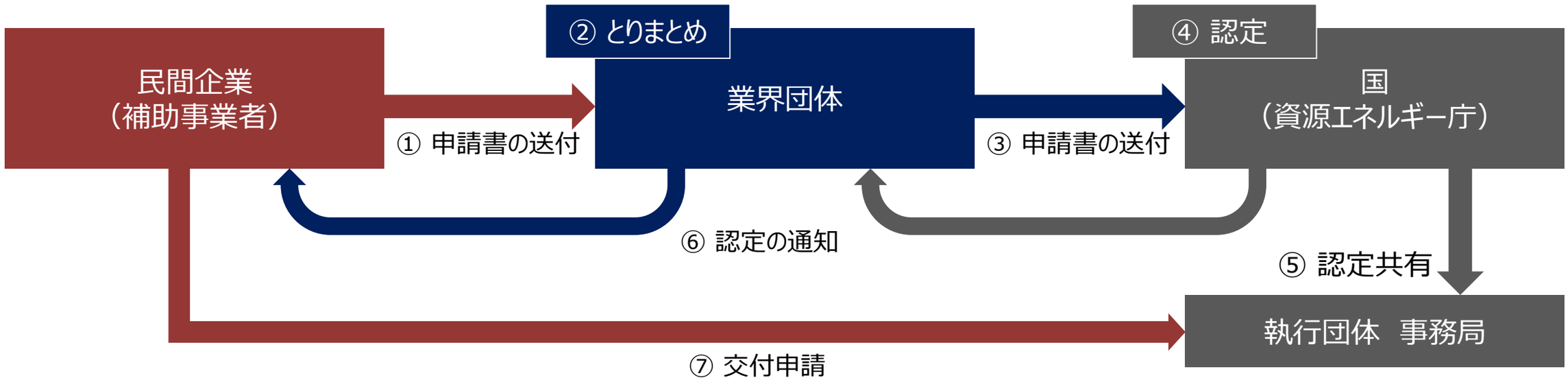



なお、上記の場合、工事請負契約等は存在しないので、申請時にP9「② 工事請負契約書等の写し」は不要とする。
※同一者間では契約関係は成立しないので共同事業実施規約を締結できない。そのため、単独申請となる（申請時に「誓約書」を作成・申請していただく）。

追加

# 所有している既存賃貸集合住宅への取替を自ら行う場合

## 例外企業の適用フロー




| | 民間企業 | 業界団体 | 国 | 執行団体 | |
|---|---|---|---|---|---|
| ① 申請書の送付 | ◎ | ○ | | | • 自らが例外認定事業者の条件に合致していることを確認したのちに、業界団体へを依頼。<br>• 業界団体を通じて「賃貸集合給湯省エネ2024事業自社所有物件施工申請書（以下、「申請書」という。）」を受取、記入、送付。※業界団体へは国から必要書類を共有します。 |
| ② とりまとめ | | ◎ | | | • 民間企業の要望を受け、例外認定のとりまとめ団体として国に連絡。<br>• 申請書を民間企業へ送付。<br>• 民間企業から提出された申請書の内容が埋まっているかを確認。 |
| ③ 申請書の送付 | | ◎ | ○ | | • 申請書を国へ送付。（不備があった場合は業界団体が間に入り調整する） |
| ④ 認定 | | | ◎ | | • 本例外に的確かどうかを判断し、認定 |
| ⑤ 認定共有 | | | ◎ | ○ | • 交付申請時に例外対応するための民間企業名等を事前に共有 |
| ⑥ 認定の通知 | ○ | ○ | ◎ | | • 国は業界団体へ例外認定した旨と「賃貸集合給湯省エネ2024事業自社所有物件施工宣誓書」を送付する。 |
| ⑦ 交付申請 | ◎ | | | ○ | • 住宅省エネポータル上にて申請（「賃貸集合給湯省エネ2024事業自社所有物件施工宣誓書」等を提出）。<br>• **2024年5月から交付申請対応可能予定。** |

◎：主体／情報発信元　○：情報受取

# 追加　所有している既存賃貸集合住宅への取替を自ら行う場合

## 例外事業者となる事業者の条件

例外事業者になる条件は以下のすべてを満たすことが必要です。

- 本事業の補助事業者としてすでに事業者登録されていること
- サプライヤーやメーカー等からエコジョーズ等の補助対象製品を事業のために継続的に仕入れている実態があること（一時的にＷｅｂ等から購入した対象製品でないこと）
- 本事業の補助事業者としてすでに１つ以上の自社所有物件施工に該当しない補助事業の交付申請（以下、「通常の交付申請」という。をしている、または今後する予定がある※こと
  ※例外認定を受けた事業者（以下、「例外事業者」という。）になったものの、通常の交付申請を行ったことが確認できない、または交付申請審査時に対象外となった場合は、例外認定分の交付申請も対象外になるのでお気を付けください
- 本補助金の対象となる既存賃貸集合住宅を所有していること（不動産賃貸業をしていること）
- その他、交付規程等に記載されているその他条件を満たしていること

## 例外事業者の想定

例外事業者として登録をしたい場合は、業界団体を通じてご要望ください。
事業者から要望を受けた業界団体は、前述の通り、各事業者からの申請のとりまとめをお願いします。
所属する業界団体がない場合は、省エネルギー課に確認をしてください。

# よくある質問

最新更新：赤字更新　その他更新：青字

| 項目 | | | 補足 |
|---|---|---|---|
| 一般 | 1 | こどもエコすまい支援事業と同一補助対象に対してダブルで申請できますか。 | 原則として、本事業と補助対象が重複する国の他の補助制度との併用はできません。 |
| | 2 | こどもエコすまい支援事業で既に申請したものは本事業で申請できませんか。 | こどもエコ住まい支援事業の申請を取り下げたのちに、本事業への申請をしてください。<br>なお、本事業対象になるか十分にご注意ください。 |
| | 3 | 11月2日以前に契約したものは対象になりますか | 契約日は補助対象条件ではありません。<br>工事の着工日が2023年11月2日以降に着工するものであれば補助対象となります。 |
| | 4 | 複数台数を一括に交換する契約をした場合、設置日はいつになりますか | 1台目の着工日が本事業における着工日となります。 |
| | 5 | 補助対象エコジョーズ等の価格は補助対象可否に関係がありますか | 工事金額は、補助対象可否に関係がありません。<br>ただし、補助額を下回る場合は対象外となります（売価等）。 |

# よくある質問

最新更新：赤字更新　その他更新：青字

| 項目 | | | 補足 |
|---|---|---|---|
| 二 補助対象となる住宅 | 1 | 新築住宅は補助対象になりますか | 対象になりません。 |
| | 2 | 戸建賃貸は補助対象になりますか | 対象になりません。 |
| | 3 | テナントは補助対象になりますか | 住宅目的でないオフィス等への賃貸（テナント）は対象になりません。 |
| | 4 | 分譲住宅は補助対象になりますか | 対象になりません。 |
| | 5 | 取替工事をする住戸が空室の場合、補助対象になりますか | 対象になります。<br>入退去等のタイミングに合わせた計画的な設備更新を推奨しています。 |
| | 6 | 1棟所有ではなく、区分所有をしている賃貸住戸は補助対象になりますか | 対象になります。<br>ただし、所有する既存賃貸住戸が1棟あたり2戸以上あることが条件になります。 |
| | 7 | 法人化した賃貸オーナーだった場合、補助対象になりますか | 個人オーナーだけでなく、法人化したオーナーも対象となります。 |
| | 8 | 工事請負契約等がない場合、補助対象になりますか | 原則、対象になりません。<br>賃貸オーナーとリース契約（転リース契約含む）を結ぶ又は工事請負契約を結ぶことを補助条件の１つとしています。工事を伴わない機器のみの販売、機器の無償貸与等、工事請負契約等がないものは対象外になります。 |
| | 9 | 定期借家契約（マンスリーマンション等）は補助対象住宅になりますか | 対象になります。<br>なお、民泊（住宅宿泊事業法による住宅宿泊事業としての届出又は国家戦略特別区域法の特区民泊の認定を受けて運営する施設）及びウィークリーマンション等（専ら旅館業法の許可により運営する施設）は、対象になりません。 |
| | 10 | 社宅は補助対象になりますか | ~~対象になりません。~~<br>法人等が所有する集合住宅で、社員等と賃貸借契約（社宅使用契約等を含む）を締結して貸し出す社宅も対象になります。<br>なお、いわゆる借り上げ社宅は、賃貸集合住宅の所有者に該当しないため、対象になりません。 |
| | 11 | 住戸は２戸あるが、１戸はオーナーが居住している場合、補助対象となりますか | 原則、対象になりません。<br>ただし、法人化しているオーナー企業とオーナー間で賃貸借契約がある場合は、対象となります。 |
| | 12 | 公営住宅は対象になりますか。 | 対象になります。<br>なお、本事業と補助対象が重複する国の他の補助制度との併用はできませんのでご留意ください。 |

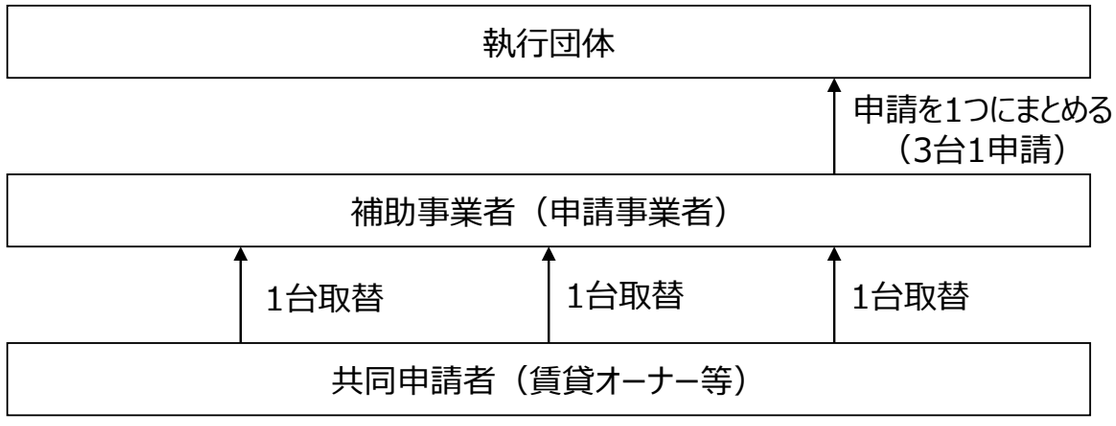
# よくある質問

最新更新：赤字更新　その他更新：青字

| 項目 | | | 補足 |
|---|---|---|---|
| 三　補助対象となる工事 | 1 | 同一賃貸住宅の内、1住宅1台のみの取替は補助対象工事になりますか | 原則、対象になりません。<br>ただし、1棟あたり、賃貸住戸10戸未満（P）の場合は、1申請あたり1台の申請は対象とする |
| | 2 | 同一賃貸オーナーの内、1オーナー1台のみの取替は補助対象工事になりますか | 原則、対象になりません。<br>ただし、1棟あたり、賃貸住戸10戸未満（P）の場合は、1申請あたり1台の申請は対象とする |
| | 3 | BF式従来給湯器から壁貫通型支援対象エコジョーズへの取替は補助対象工事になりますか | 対象になります。<br>BFから壁貫通、FF式からRF式給湯器等、給排気方式または設置場所の変更は問いません。 |
| | 4 | 支援対象外エコジョーズからの取替は補助対象になりますか | 対象になりません。<br>従来型給湯器（非エコジョーズ）からの取替が対象となります。 |
| | 5 | 機能を下げた取替は補助対象になりますか | 対象になりません。<br>機能（「給湯」、「追焚」、「暖房」、「オート/フルオート」のことをいう）が低下する機器への取替は対象外です。 |
| | 6 | 能力（号数）が小さいエコジョーズへの取替は補助対象になりますか | 対象になりません。<br>同一能力または能力向上する場合のみ対象とします。 |
| | 7 | オール電化（電気温水器等）からの取替は補助対象になりますか | エネルギー種別が違う場合は、対象外。<br>ただし、LP⇔都市ガス⇔石油は対象とする（電気からの取替は対象外） |
| | 8 | 暖房給湯熱源機1台をふろ給湯器と暖房専用熱源機の2台に取り替えた場合 | 従来給湯器1台から支援対象エコジョーズ1台への取替を原則とする。<br>1台目は補助対象とするが、2台目は補助対象としない |
| | 9 | エネファーム等の高効率給湯器のエコジョーズは対象になりますか | エネファーム等の高効率給湯器の場合は、高効率給湯器補助金活用のため対象外。 |
| | 10 | セントラル給湯等に導入されている給湯器からの交換 | その他条件を満たすのであれば対象 |

# よくある質問

最新更新：赤字更新　その他更新：青字

| 項目 | | | 補足 |
|---|---|---|---|
| 四申請 | 1 | 1度申請したのちに、さらに1台が補助対象機器へ取替をした場合、取替機器が1台でも補助対象になりますか | 対象になります。<br>同一共同申請者（賃貸オーナー等）であれば、交付申請番号を紐づけることで後日の1台取替も補助金対象とします。ただし、すでに後日取替することが判明している場合は、次の申請をまとめる方法をとってください。<br>＜例＞<br> |
| | 2 | 時期をずらして、1台／月取り替えていく契約になった場合、どのように申請すればいいですか | 工事請負契約等は、1台／契約であるものの、同一共同申請者（賃貸オーナー等）から複数台契約する見込みである場合は、複数台の取替をした段階で申請すること（1台目の契約で申請しても対象外となるため）。<br>＜例＞<br> |

2024年度
第1回業務委員会
資料№6

# 第3回エコジョーズ普及推進WG資料

2024年4月24日
一般社団法人 日本ガス協会

**<テーマ>**
各SWGの進捗報告

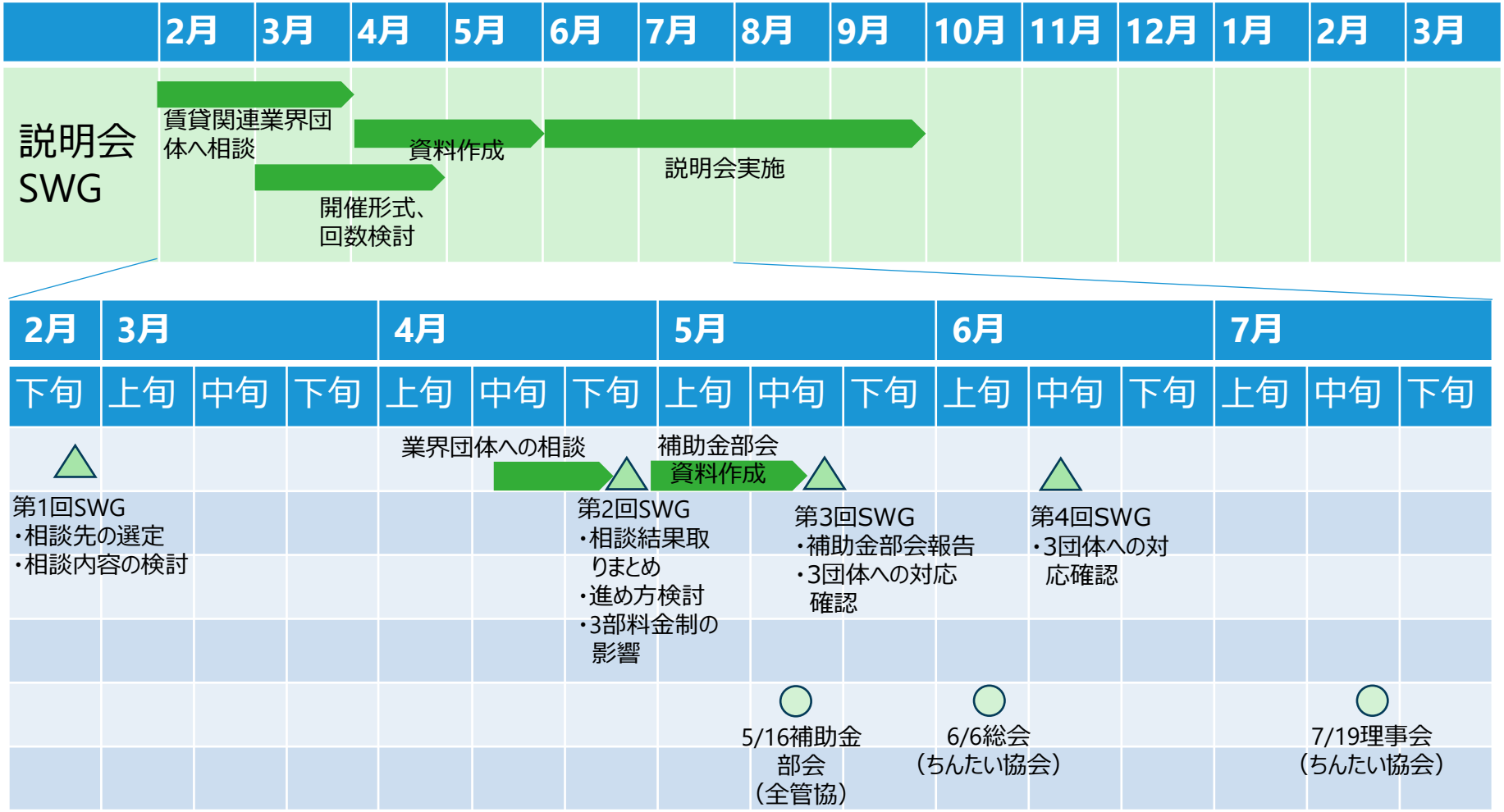
# 説明会SWGの進捗報告

※５Ｗ１Ｈを意識してご記入をお願いいたします。

| | |
|---|---|
| **SWG実施日** | 4/22(月)１３:３０～１５:３０@JGA７０６会議室<br>１．業界団体への相談結果<br>２．今後の進め方<br>３．管理会社にメリットを感じていただく訴求方法について<br>４．3部料金制による影響、LPガス業界の対応（日団協様） |
| **決定事項** | ・説明会のターゲットである賃貸オーナーや賃貸管理会社・管理組合を会員に持つ全国賃貸住宅管理ビジネス協会（全管協）、日本賃貸住宅管理協会（日管協）、全国賃貸住宅経営者協会連合会（ちんたい協会）に対し引き続き働きかけを行う |
| **今後の予定** | **全管協：**5/18の補助金部会にて既築集合住宅向けのEJ補助金のメリットについて説明（補助金部会での反応を踏まえて全国展開の可否が判断される）<br>**日管協：**情報発信を行うためには日管協の会員になることが求められているため、会員になるかどうかを検討<br>**ちんたい協会：**7/19実施の理事会にて国交省から既築集合住宅向けのEJ補助金について説明いただけるよう、ちんたい協会へ働きかける（理事会での説明があれば、関連資料の発信やセミナーができる団体として各支部に紹介いただくことができる） |
| **SWGをまたいで議論したい事項** | なし |
| **その他共有** | なし |

# 説明会SWGのタスクとスケジュール

## 説明会SWG全体スケジュール



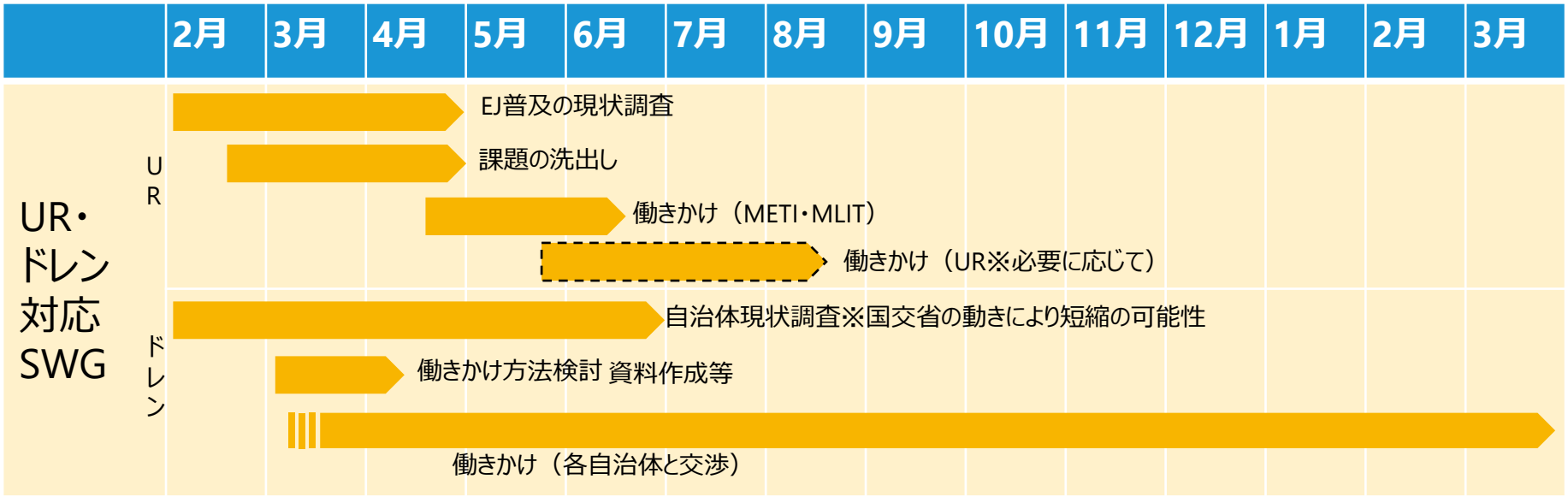
# UR・ドレン対応SWGの進捗報告

※５Ｗ１Ｈを意識してご記入をお願いいたします。

| | |
|---|---|
| **SWG実施日** | 4/10（水）10:00～12:00※TGとの意見交換 |
| **決定事項** | ・UR対応として、課題点をMETIと共有し意見交換を実施する。（4/25にて対応可能）<br>・必要に応じて、URに直接的に働きかけを行うために、MLITへ働きかけを行うかを検討する。 |
| **今後の予定** | 【UR対応】<br>・UR対応について、JGA・JGKAにより、METIへ課題点の共有および意見交換を実施する。<br>・必要に応じて、JGA・JGKAにより、URの所管省庁であるMLITへ働きかけを実施する<br>【ドレン対応】<br>・JGA・JGKAにより、MLIT（下水道企画課）へ各自治体におけるドレン排水取扱い状況調査の実施状況を確認する。<br>・ドレン対応SWGメンバーにて、ガス事業者から各自治体へ働きかけを行う資料の内容確認を行う。（現在、ガス事業者内で作成中） |
| **SWGをまたいで議論したい事項** | |
| **その他共有** | ・URにおけるEJ導入の課題点について、知見がある場合は共有を頂きたい。<br>・UR対応においては、EJの導入が既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業へも関わることから、支援事業への対応も踏まえてMETIおよびMLITへ働きかけを行っていきたい。 |

# UR・ドレン対応SWGのタスクとスケジュール

## 説明会SWG全体スケジュール




・UR：　・現状調査・課題の洗出しを実施。
⇒URに対する働きかけは概ね実施済みを確認。課題の洗い出しを完了。
・課題点について、4月中～5月初旬でMETIと意見交換を行う。

・ドレン：・自治体現状調査について国交省（下水道企画課）をフォローを行う。
・働きかけ方法の検討等を４月いっぱいを目標。
⇒資料作成は概ね完了（現在、ガス業界内の意見照会中）
・各自治体への働きかけは随時実施。

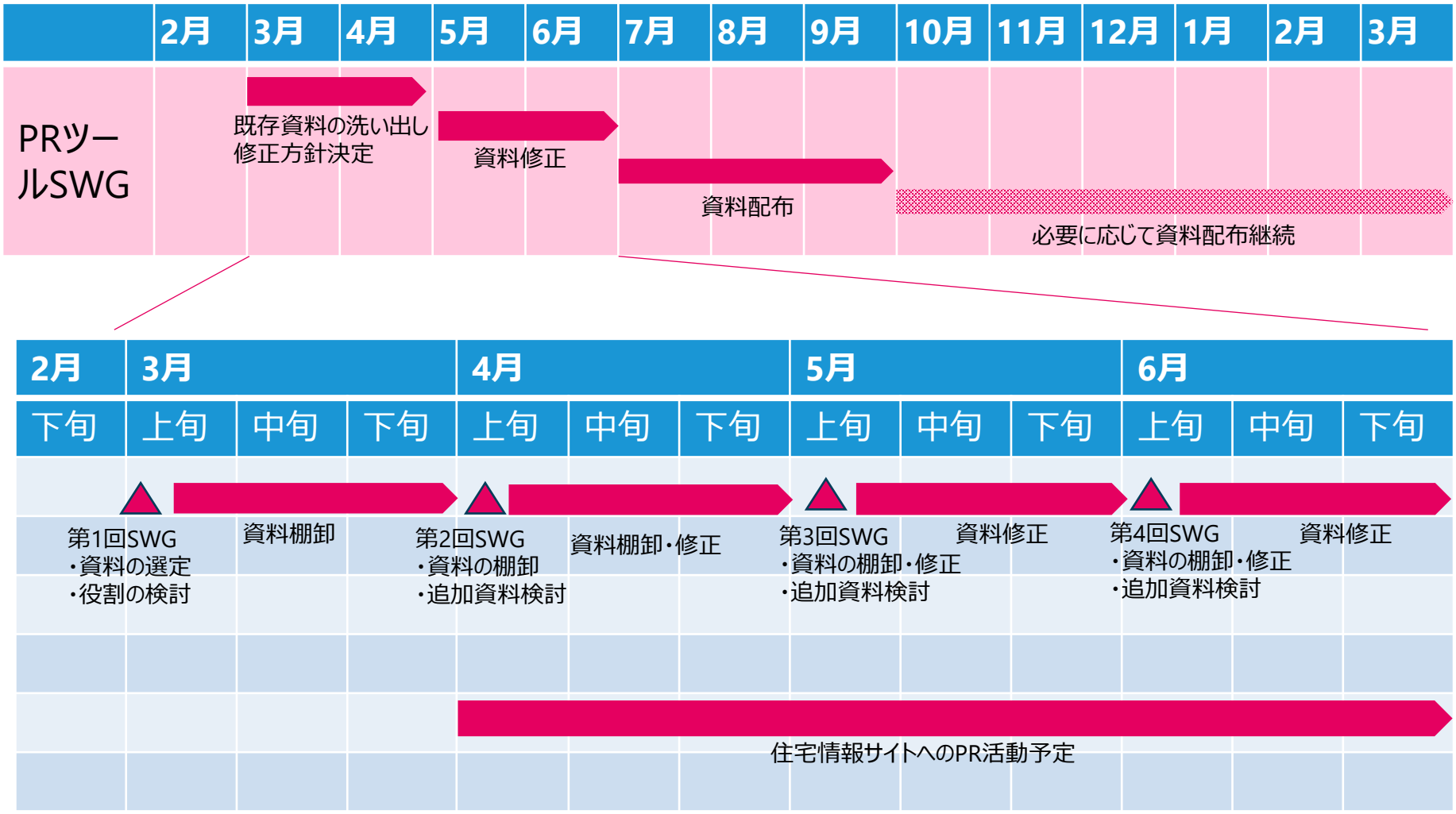
# PRツールSWGの進捗報告

※５Ｗ１Ｈを意識してご記入をお願いいたします。

| | |
|---|---|
| **SWG実施日** | 2024年4月9日（火）10時30分～12時 |
| **決定事項** | PRツール類では今回の事業や団体として使用出来るツールが無い（メーカーチラシ等）。説明会用資料はBL発行のツールを使用し説明会SWGにて作成。消費者向け資料の素材は、BL資料・JGKAのHPやCM動画等・METIが今後作成する資料等を用いて検討。 |
| **今後の予定** | METIの進捗状況を確認しつつ住宅情報サイトへのアプローチ。皆様から頂いたツール情報の確認と精査もしていく。引き続き素材となるツールの模索。 |
| **SWGをまたいで議論したい事項** | 説明会SWGへ提出出来る素材資料があれば長谷川まで連絡をいただきたい。 |
| **その他共有** | 十川ゴムのドレン排出部材のチラシ（BL作成チラシ）は、4月10日に説明会SWGに送付しております。 |

# PRツールSWGのタスクとスケジュール

## PRツールWG全体スケジュール



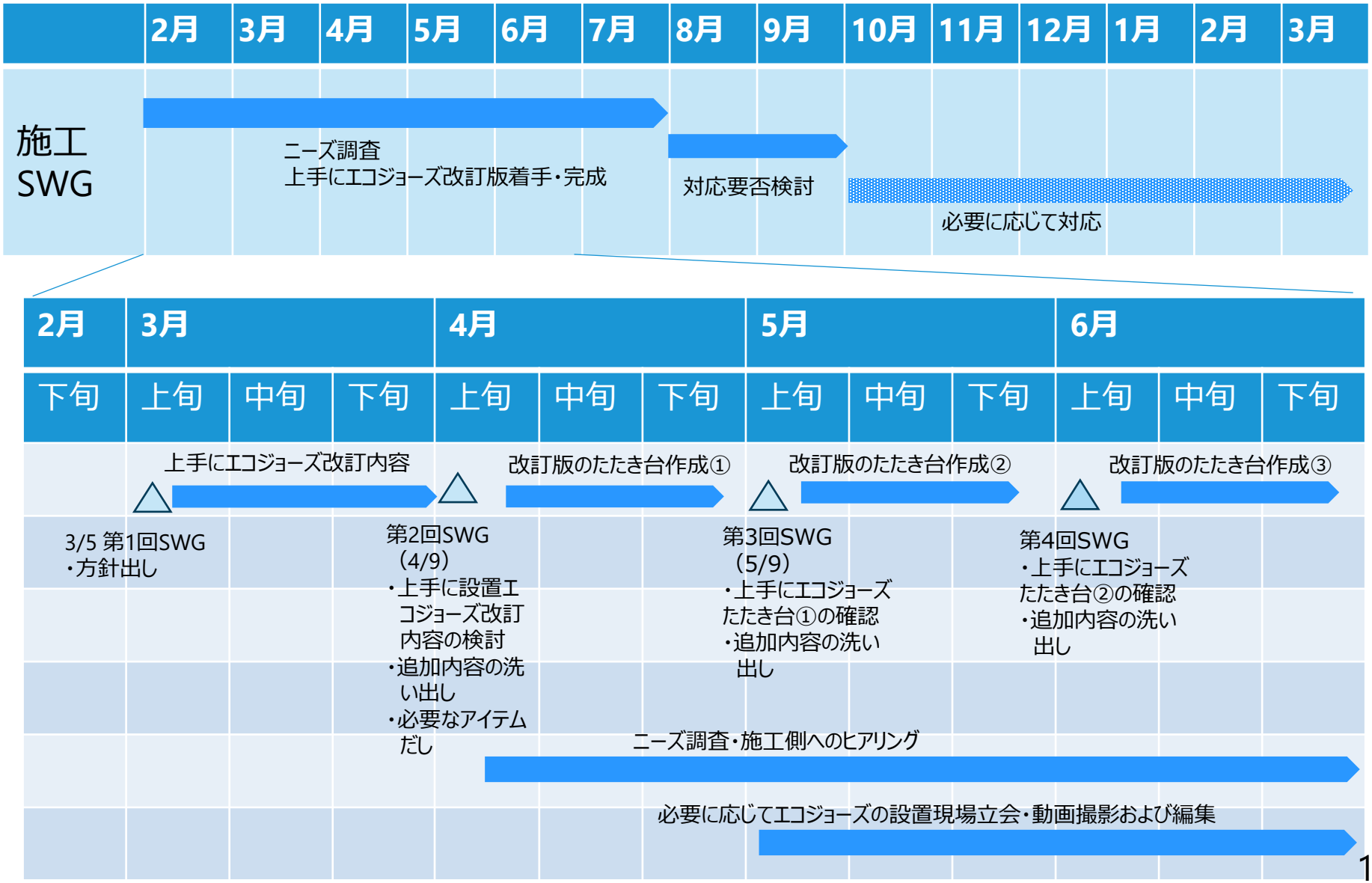
# 施工SWGの進捗報告

※５Ｗ１Ｈを意識してご記入をお願いいたします。

| | |
|---|---|
| **SWG実施日** | 2024年4月9日（火）10時30分～　JGKAB1-B会議室 |
| **決定事項** | 「上手に設置エコジョーズ（全63ページ）」P1～P22までの変更内容を提示。<br>改訂するにあたり宿題はありつつも、改定案を作成し次回SWGにて提示する。<br>・現在公開されている十川ゴム提供のドレン排水ガイド施工方法を確認。<br>より現場にあった設置の動画に置き換える検討を開始するためにも現場の施工事例を探す。 |
| **今後の予定** | ・引き続き「上手に設置エコジョーズ」を見直していく。<br>・現場ヒアリングを行い、ニーズ調査を行い、必要に応じて対応する資料、動画作成をする。 |
| **SWGをまたいで議論したい事項** | |
| **その他共有** | エコジョーズ（三本管、三方弁、ドレン排水ガイド）を設置するための施工面のニーズ調査、現場ヒアリングしたいため、協力していただける団体をご紹介していただきたい。<br>特にドレン排水ガイドを使った施工例が多く紹介してもらいたい。 |

# 施工SWGのタスクとスケジュール

## 施工SWG全体スケジュール

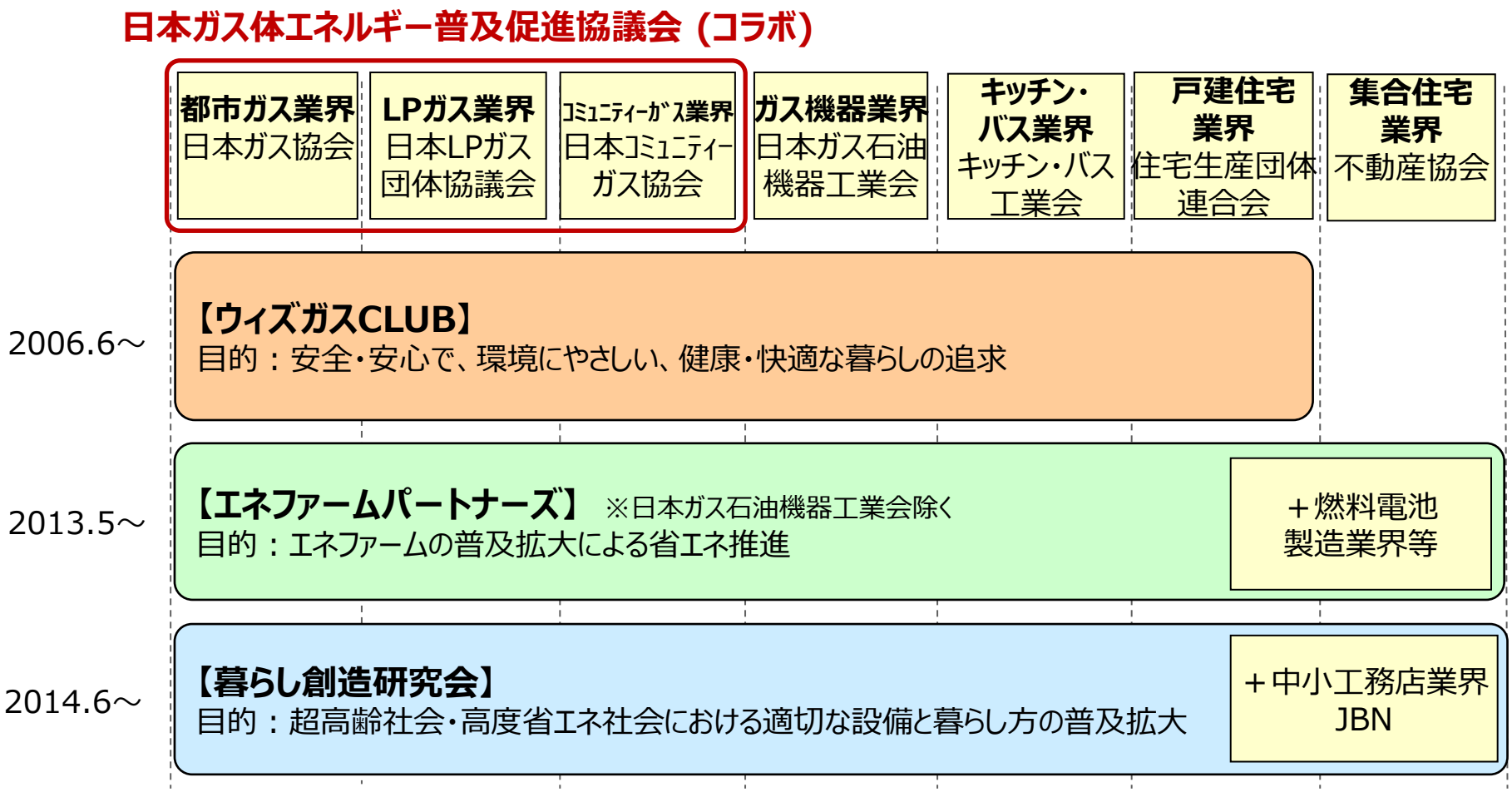


2024年度
第1回業務委員会
資料№7

# 2023年度活動報告
# 2024年度活動計画（案）

2024年3月21日
日本ガス体エネルギー普及促進協議会

# 1. 業界連携組織(全体像)


日本ガス体エネルギー普及促進協議会 (コラボ)
都市ガス業界
日本ガス協会
LPガス業界
日本LPガス団体協議会
ｺﾐｭﾆﾃｨｰｶﾞｽ業界
日本ｺﾐｭﾆﾃｨｰガス協会
ガス機器業界
日本ガス石油機器工業会
キッチン・バス業界
キッチン・バス工業会
戸建住宅業界
住宅生産団体連合会
集合住宅業界
不動産協会
2006.6～
【ウィズガスCLUB】
目的：安全・安心で、環境にやさしい、健康・快適な暮らしの追求
2013.5～
【エネファームパートナーズ】 ※日本ガス石油機器工業会除く
目的：エネファームの普及拡大による省エネ推進
＋燃料電池製造業界等
2014.6～
【暮らし創造研究会】
目的：超高齢社会・高度省エネ社会における適切な設備と暮らし方の普及拡大
＋中小工務店業界 JBN

# 2．2023年度活動報告

| 枠組み | 主な実績 |
|---|---|
| ウィズガス CLUB | **暮らしの未来シンポジウム2023**(10/25)<br>• 昨年度に引き続きイイノホールにて開催(WEB併用)<br>• 副題を「ガスで叶えるサステナブル×ウェルネスな暮らし」と題し、４名の有識者による講演を実施。加えて休憩時間を利用したコーヒーブレイクによる来場者同士の交流を企画。<br>• ご来場数は150名程(前年比170%)、オンラインを含めると約320名が参加。<br>• 参加者アンケートの結果、全体のおよそ95%が「とても満足＋満足」と回答。<br>• イベントに参加できなかった方等を対象にアーカイブ配信を実施。(視聴数約300回) |



▲小川会長による開会挨拶



▲橘川先生による講演




▲登壇者

# 2．2023年度活動報告

| 枠組み | 主な実績 |
|---|---|
| ウィズガスCLUB | **施設見学会および懇親会**(9/25)<br>• ウィズガスCLUB(住宅関係業界等)の幹部層に対しCNに向けたガス体エネルギー業界の取り組みを正しく理解していただく目的で初めて開催。<br>• 都市ガス業界の取り組みとして東京ガス様のメタネーション施設、ＬＰガス業界の取り組みとして日本瓦斯様のＬＰボンベの効率的な配送システムをそれぞれ見学した後に懇親会を開催。<br>• ウィズガスCLUB構成する4団体から２２名に参加いただき、ガス体エネルギー業界からの情報発信に加え関係業界との連携強化に資するイベントとなった。 |



▲横浜テクノステーション見学



▲夢の絆見学



▲懇親会

# 2．2023年度活動報告

| 枠組み | 主な実績 |
|---|---|
| ウィズガス CLUB | **ブルー＆グリーンプロジェクトへの協賛**<br>• 高効率ガス給湯・暖房機等の普及を図り同時に植樹活動等の支援を行う環境貢献活動に協賛。(ベターリビング主催)<br>• 近年は東日本大震災の津波で被災した陸前高田の松原を再生するプロジェクトに参加。<br>• これまでの植樹活動の記録等を綴った記念誌を陸前高田市に贈呈するイベントに参加。(1/26,27)<br>**キッチン・バス売ります宣言**<br>• キッチン・バス業界におけるガス体エネルギー業界のプレゼンス向上のため、ガス体エネルギー業界内でシステムキッチン・バスの販売台数を管理し、キッチン・バス工業会へ適宜共有。<br>[実績] システムキッチン　6,487台（前年比89.5%）／　システムバス　11,299台（前年比91.5%）<br>※2023年12月末時点 |



▲懇親会(ブルー＆グリーンプロジェクト)




▲記念誌贈呈イベント
(ブルー＆グリーンプロジェクト)



▲植樹地見学(ブルー＆グリーンプロジェクト)

# 2．2023年度活動報告

| 枠組み | 主な実績 |
|---|---|
| ウィズガス CLUB | **BECC JAPANへの協賛**(8/30)<br>• ガス体エネルギー業界として需要家の省エネ行動や省エネ促進に関する情報収集を目的として、住環境計画研究所主催の省エネルギー行動に焦点を当てたカンファレンス“BECC JAPAN”に協賛。<br>**住生活月間中央イベント(岐阜)への出展** (10/7,8)<br>• ウィズガスCLUBの活動を住宅・設備業界団体や一般来場者へ広く訴求するためにブースを出展。<br>• カーボンニュートラルに向けたガス業界の取り組みやガスのレジリエンス性等に関するパネルを新たに制作。来場者に対し効果的にガス体エネルギーの価値を理解してもらえるよう努めた。 |



▲リーフレット(BECC JAPAN)



▲テープカットセレモニー(住生活月間中央イベント)


▲ブースでのご説明(住生活月間中央イベント)

# 2．2023年度活動報告

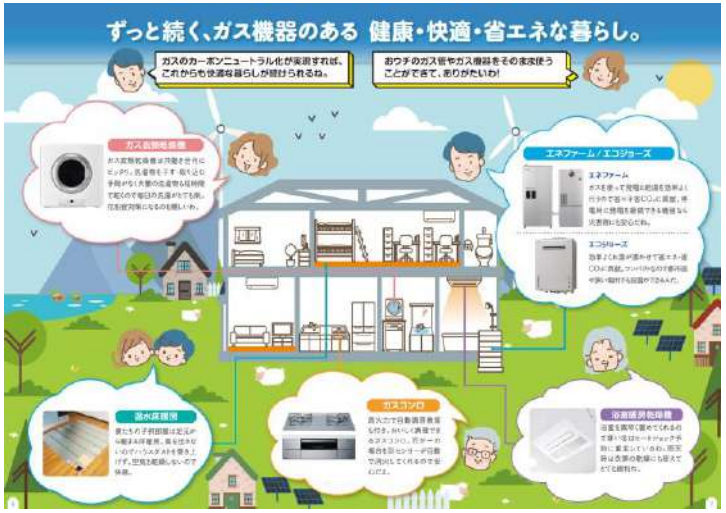
| 枠組み | 主な実績 |
|---|---|
| コラボ | **脱炭素化潮流等を見据えた住まいのガス化普及の価値検討・発信**<br>• 住まいにおけるガス・ガスシステムの普及を目的として、ガス体エネルギーの価値を一般の方々にも理解していただけるようなパンフレットを制作。<br>• パンフレットでは主にCNに向けたガス業界の取り組みやガス機器の健康・快適性、省エネ性等を訴求。<br>• ３月下旬頃よりガスエネルギー新聞HPにて販売開始予定。 |




▲表紙




▲中身①




▲中身②

# 2．2023年度活動報告

| 枠組み | 主な実績 |
|---|---|
| エネファーム<br>パートナーズ | **エネファーム普及拡大に向けた活動**<br>• 累計出荷台数50万台を突破。プレスリリースを発信(2024年1月12日)。ガスエネルギー新聞や住生活産業情報誌ハウジングトリビューンへの記事掲載によりPRを実施。<br>• エネファームの普及拡大を推進する訴求ツールとして、エネファーム利用者の声(オーナーボイス)をまとめた冊子を1月に発刊。 |




▲ 50万台突破時広告
(1/15ガスエネルギー新聞掲載)




▲オーナーズボイス紙面(抜粋)

# 3．環境認識と2024年度方向性について

【環境認識】

- **エネルギー・環境政策議論の進展**

➢ 第７次エネルギー基本計画の策定やNDCの見直し等、カーボンニュートラル社会実現に向けた議論の進展の中、需要側においても、省エネや消費機器の非化石化議論が活発化。単一エネルギーへの誘導とならないように対応していく必要がある。

- **住宅・建築分野における省エネルギー化の加速**

➢ 2025年省エネ基準適合義務化等、住宅・建築物はより省エネ性が求められる中、住宅供給事業者等からガスシステムを選択頂くためには、ガス体エネルギー事業者にも相応の知識とソリューション提案が求められる。また、住宅関係業界等にはガスシステムの特徴※だけでなく、ガス体エネルギーのカーボンニュートラルに向けた取組を認知していただくことが重要であり、住宅関係業界等との連携をより一層強化していく必要がある。

※ 省エネ性、利便性、強靭性、健康快適性等

【2024年度方向性】

➢ 需要側の政策議論（省エネ小委等）においては、“需要側の特性”“供給側の取組み”“消費者の選択肢”“Ｓ＋３Ｅ”等の観点を踏まえつつ、供給側のカーボンニュートラルの時間軸と平仄を合わせる必要性について**機器業界等と密に連携し、訴求・対応**していく。

➢ 関係業界・事業者等に対するプレゼンス維持・向上を図るべく、『暮らしの未来シンポジウム』や『エネファームパートナーズ』での情報発信の継続に加え、**『ガス体エネルギー事業者の知識向上』**や**『高効率給湯器普及のための仕掛け』**に取り組む。

# 4．2024年度活動予定

| 項目 | 計画 |
|---|---|
| コラボ | **建築物省エネ法義務化に向けた説明会**<br>• 2025年建築物省エネ法義務化をはじめ住宅等に対する省エネ規制が強化される中、ガス事業者が建築物省エネ法を理解し、家庭用ガスシステムの持続可能性を訴求していくことが重要。<br>• 多くのガス事業者に参加していただけるようWEB形式にて建築物省エネ法の概要や具体的なガスシステムの提案手法等の説明会を開催することで、ガス体エネルギー業界全体の理解促進を図る。<br>**エコジョーズ導入拡大に向けた取組**<br>• 既存集合住宅におけるエコジョーズ導入拡大を目指し、JGKAと共同でWGを新設。エコジョーズ導入に関する各種課題を整理し、行政や賃貸集合住宅管理組合・会社、賃貸オーナー等広範囲にアプローチすることで普及拡大につなげる。<br>• JGKAが企画中のエコジョーズ普及に向けた新たな仕掛け（目標エコジョーズ化率の対外公表等）に賛同・協賛する。 |
| ウィズガス CLUB | **暮らしの未来シンポジウム2024** 10/28（月）予定<br>• 2050年に向けたガス体エネルギーの貢献について、省エネ性・環境性、レジリエンス性、健康・快適性等の観点から効果的に訴求するため、関係業界と連携してイベントを開催。<br>• 「効果的な情報発信」と「業界間の連携強化」を目指し、懇親会付きの開催を検討。 |

# 4．2024年度活動予定

| 項目 | 計画 |
| --- | --- |
| ウィズガス CLUB | **BECC JAPAN協賛**<br>• 住環境計画研究所主催のカンファレンスに協賛。住環境計画研究所との関係強化やガス体エネルギー業界としての省エネへの姿勢の表明、省エネ行動に関する情報収集を目的とする。<br>**住生活月間中央イベント**<br>• ウィズガスCLUBの活動や関連団体との連携活動を訴求するためにブースを出展。<br>• 10月5日(土)、6日(日)に香川県高松市にて開催予定。<br>**ブルー＆グリーンプロジェクト協賛**<br>• 高効率ガス給湯・暖房機等の普及を図ると同時に植樹活動の支援を行うベターリビング主催の環境貢献活動への協賛。 |
| エネファーム パートナーズ | **エネファーム普及拡大に向けた活動**<br>• 国や関係業界へCNにおけるエネファームの貢献について訴求。<br>• エネファーム普及に資する記事等の出稿や、それらをPRツールとしてパートナーズ会員企業に展開。 |

以上

2024年度
第1回業務委員会
資料№8

# 2024年度業務部報告

1. ガス事業法遵守に向けたフォローアップ

2. CN時代に向けたコミュニティーガスの
   在り方に関係する情報の収集及び紹介

3. 経営基盤の強化

（一社）日本コミュニティーガス協会

# １．ガス事業法遵守に向けたフォローアップ

（１）ガス事業法における手続等の周知・徹底

（特にガス小売供給約款変更時）

ガス事業法改正後７年が経過したが、法第１４条（供給条件の説明及び書面の交付）及び第１５条（供給契約締結後の書面交付）につき、理解に不安がある事業者が散見される。ロシアのウクライナ侵攻、急激な円安等による諸物価の高騰等により、料金改定を行う場合には、第１４条及び第１５条の適切な実施が必要となるため、講習会等で再度注意喚起するほか、個別の相談にも応じていく。

# 支部講習会等

本年度、業務部がリアル・Webにて参加予定している支部講習会（5/1現在）

- 6月6日　　東海支部
- 7月17日　　関東支部
- 8月頃　　北陸支部
- 10月下旬　　沖縄支部
- 12月13日　　四国支部
- 1月30・31日　　中国支部
- 2月18日　　九州支部

＊講習内容は、「ガス小売契約（約款）の変更」について「Q&A」発刊された場合は、「Q&A」優先

# 自由化団地に関する相談対応

1．新規社宅に供給するが供給設備を施主に無償貸与して良いか？設備費はガス料金として入居者から徴収する。

⇒ 望ましくない。設備費を施主から回収し、入居者のガス料金を引き下げるべき。

2．ガス工事の設計ミスから施主に不要な工事費を負担させた。工事費の負担に変えて、施主が運営する食堂のガス料金を無料として良いか？返済には2年程度必要と思われる。

⇒ ガス事業法の問題ではなく、社内問題と思われる。ガス料金は正しく請求し、負担すべき工事費の支払方法は別途決めるべき。先方が合意すれば毎月相殺することも不可能ではない。

3．ガス代金をコンビニ払込票にてお支払いしていただいているお客様について、コンビニ払込票発行手数料を頂くように変更しようかと考えている。

⇒ 約款の変更は必要（行政への届出不要）。14条・15条の説明と書面交付も必須。

# 1．ガス事業法遵守に向けたフォローアップ

（２）経過措置料金規制団地への継続的な対応支援

ガス事業法改正後、自由化団地の比率増あるいは担当者の交代等により、経過措置団地での対応と自由化団地における対応が混乱している例が見受けられる。特に供給地点が増加する際の取扱いは異なるので、注意を促していく。

# 経過措置団地に関する相談対応

# 1．ガス事業法遵守に向けたフォローアップ

（３）Ｑ＆Ａ（業務編）及び申請書・届出書記載例（業務編）のフォロー

申請書・届出書記載例を令和５年３月に発刊し、支部の求めに応じて、令和５年度の支部講習会において解説を行い、理解していただいた。今後も疑問・質問等に対応していく。

懸案のＱ＆Ａ（業務編）も発刊の準備を行っており、発刊され次第、講習会のテキストとして活用を図る。

# Q＆Aの取り進め

- ４月10日：ガス市場整備室に「序章」修正版送付
- ４月10日：印刷会社に「序章」「Q&A」仮版を手交し、印刷見本の作成を依頼。

# ２．ＣＮ時代に向けたコミュニティーガスの在り方に関係する情報の収集及び紹介

（１）グリーンＬＰガス推進官民検討会へのオブザーバー参加、会員事業者への情報提供

# グリーンLPガス推進官民検討会

# ２．ＣＮ時代に向けたコミュニティーガスの在り方に関係する情報の収集及び紹介

（２）福島県南相馬市におけるコミュニティーガスへの水素混焼実験の進捗状況把握

# 水素混焼実験

# ２．ＣＮ時代に向けたコミュニティーガスの在り方に関係する情報の収集及び紹介

スマートシティをはじめＺＥＨ・ＺＥＢ等に関する情報を収集するとともに、ＣＮ時代を見据え、分散型エネルギーの代表であるコミュニティーガスの在り方を検討

# スマートシティ・ZEB・ZEH

# 3．経営基盤の強化

（１）コミュニティーガスの認知度向上

①　住宅建築関係団体との需要開発に資する情報交換継続

②　液石専業事業者に対するガス事業法のコミュニティーガス事業に関する情報提供

③　需要家に対するコミュニティーガス認知度向上施策継続　⇒　今年度は「お客様クイズキャンペーン」を企画

# 住宅建築関係団体

# 液石専業事業者

# 認知度向上施策

# 3．経営基盤の強化

（２）コミュニティーガスの需要促進

①　建替・リフォーム時のガス需要確保と機器販売促進等のための情報提供

②　会員事業者による顧客接点強化活動の推進支援

③　新たな普及促進につながる情報提供

# ガス需要確保と機器販売促進

- 3月27日　コラボ作成パンフレット「365日、快適でカーボンニュートラルな暮らし」の購入方法等を協会HPに掲載
- 4月　8日　全国自治体のエネファーム補助金情報を協会HPに掲載
- 4月　9日　コラボ＃2EJ施工SWG（篠宮）
- 4月11日　高効率給湯器補助金に関するHPの更新を通知
- 4月22日　コラボ＃2EJ説明会SWG（鈴木）
- 4月23日　日団協需要開発委員会（篠宮）
- 4月24日　コラボ＃3EJ普及推進WG（鈴木）

# 顧客接点強化活動推進支援

# 新たな普及促進

# 家をつなぎ、街を創る
# コミュニティーガス